



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政管理課） ..... 1
- 訓 令**
- 沖縄県事務決裁規程等の一部を改正する訓令（行政管理課） ..... 2
- 辺野古新基地建設問題対策課設置規程を廃止する訓令（行政管理課） ..... 3
- 災害対策本部事項**
- 沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令 ..... 3
- 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部事項**
- 沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令 ..... 3
- 新型インフルエンザ等対策本部事項**
- 沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令 ..... 4

## 規 則

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

沖縄県知事 古 謝 玄 太

### 沖縄県規則第50号

#### 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項の表基地対策課の項中「渉外班」を「渉外班 早期返還対策室」に改め、同表平和・地域外交推進課の項中「平和・地域外交推進課」を「平和推進課」に、「地域外交企画班」を「地域連携班」に改め、同条第2項を削る。

第13条の9（見出しを含む。）中「平和・地域外交推進課」を「平和推進課」に改める。

第14条第2項中「マトリックス組織」を「事務を所管する課の職及びそれ以外の職を兼務し、又は併任している職員で構成される部局横断的な組織（以下「マトリックス組織」という。）」に改める。

第241条第2号の表平和の礎指定管理者制度運用委員会の項中「平和・地域外交推進課」を「平和推進課」に改める。

第249条の表基地対策統括監の項中「並びに辺野古新基地建設問題対策並びに普天間飛行場の移設及び返還に関する事務」を削り、同表地域外交統括監の項中「地域外交統括監」を「平和推進統括監」に、「平和・地域外交推進課」を「平和推進課」に改め、同表審査指導監の項の次に次のように加える。

|          |           |                     |
|----------|-----------|---------------------|
| 早期返還対策室長 | 知事公室基地対策課 | 早期返還対策室に関する事務を総括する。 |
|----------|-----------|---------------------|

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、改正前の沖縄県行政組織規則の規定により設置されている機関に勤務している者又は改正前の沖縄県行政組織規則の規定により設置されている職に補せられている者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、これらの機関に相当する改

正後の沖縄県行政組織規則の規定により設置された機関の勤務を命ぜられ、又はこれらの職に相当する改正後の沖縄県行政組織規則の規定により設置された職に補せられたものとみなす。

(沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

- 3 沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年沖縄県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第27条第10項中「知事公室平和・地域外交推進課」を「知事公室平和推進課」に改める。

(沖縄県標準的な職を定める規則の一部改正)

- 4 沖縄県標準的な職を定める規則（平成27年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条の表1の項の2中「地域外交統括監」を「平和推進統括監」に改め、同項の3中「審査指導監」の次に「早期返還対策室長」を加える。

## 訓 令

### 沖縄県訓令第21号

知 事 部 局  
労 働 委 員 会 事 務 局

沖縄県事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 9 月 30 日

沖縄県知事 古 謝 玄 太

#### 沖縄県事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(沖縄県事務決裁規程の一部改正)

- 第1条 沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「地域外交統括監」を「平和推進統括監」に改める。

別表第2の3中「行政情報センター室長」を「早期返還対策室長」に改める。  
行政情報センター室長

(告示・公告定型の一部改正)

- 第2条 告示・公告定型（平成19年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

「第6節 辺野古新基地建設問題対策課

目次中 第7節 特命推進課

第8節 平和・地域外交推進課

を「第6節 特命推進課  
第7節 平和推進課」に改める。

第2章中第6節を削り、第7節を第6節とし、同章第8節の節名中「平和・地域外交推進課」を「平和推進課」に改め、同節を同章第7節とする。

(沖縄県職員人事評価実施規程の一部改正)

- 第3条 沖縄県職員人事評価実施規程（平成27年沖縄県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1注3中「地域外交統括監」を「平和推進統括監」に改める。

(沖縄県公文書管理規程の一部改正)

- 第4条 沖縄県公文書管理規程（令和7年沖縄県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

|   |               |    |    |
|---|---------------|----|----|
| 「 | 辺野古新基地建設問題対策課 | 知辺 | を  |
|   | 特命推進課         | 知特 |    |
| 「 | 特命推進課         | 知特 | に、 |

「平和・地域外交推進課」を「平和推進課」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和8年10月1日から施行する。

## 沖縄県訓令第22号

知 事 部 局

辺野古新基地建設問題対策課設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和 8 年 9 月 30 日

沖縄県知事 古 謝 玄 太

## 辺野古新基地建設問題対策課設置規程を廃止する訓令

辺野古新基地建設問題対策課設置規程（平成27年沖縄県訓令第46号）は、廃止する。

## 附 則

この訓令は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

## 災害対策本部事項

## 沖縄県災害対策本部長訓令第 2 号

沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 9 月 30 日

沖縄県災害対策本部長

沖縄県知事 古 謝 玄 太

## 沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県災害対策本部運営要綱（昭和49年沖縄県災害対策本部長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 知事公室部の項中

|   |                                        |                    |    |
|---|----------------------------------------|--------------------|----|
| 「 | 基地対策班<br>班長 基地対策課長                     | 米軍との連携に係る連絡に関すること。 | を  |
|   | 辺野古新基地建設問題対策班<br>班長 辺野古新基地建設<br>問題対策課長 | 部内各班又は他部の応援に関すること。 |    |
| 「 | 基地対策班<br>班長 基地対策課長                     | 米軍との連携に係る連絡に関すること。 | に、 |
|   |                                        |                    |    |

「平和・地域外交推進班」を「平和推進班」に、「平和・地域外交推進課長」を「平和推進課長」に改める。

## 附 則

この訓令は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

## 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部事項

## 沖縄県国民保護対策本部長訓令第 2 号

## 沖縄県緊急対処事態対策本部長訓令第 2 号

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 9 月 30 日

沖縄県国民保護対策本部長

沖縄県知事 古 謝 玄 太

沖縄県緊急対処事態対策本部長

沖縄県知事 古 謝 玄 太

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱（平成19年沖縄県国民保護対策本部長訓令第1号・沖縄県緊急対処事態対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2 知事公室部の項中

|   |                                    |                    |   |
|---|------------------------------------|--------------------|---|
| 「 | 基地対策班<br>班長 基地対策課長                 | 米軍との連携に係る連絡に関すること。 | を |
|   | 辺野古新基地建設問題対策班<br>班長 辺野古新基地建設問題対策課長 | 部内各班又は他部の応援に関すること。 |   |

|   |                    |                    |    |
|---|--------------------|--------------------|----|
| 「 | 基地対策班<br>班長 基地対策課長 | 米軍との連携に係る連絡に関すること。 | に、 |
|---|--------------------|--------------------|----|

「平和・地域外交推進班」を「平和推進班」に、「平和・地域外交推進課長」を「平和推進課長」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和8年10月1日から施行する。

## 新型インフルエンザ等対策本部事項

### 沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第2号

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年9月30日

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長  
沖縄県知事 古 謝 玄 太

#### 沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱（平成27年沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2 知事公室部の項中

|   |                                    |                                                                                                        |   |
|---|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 「 | 消防防災対策班<br>班長 消防防災対策課長             | 1 新型インフルエンザ等患者の搬送に関すること。<br>2 災害対策用食料の備蓄に関すること。<br>3 自衛隊への要請（別表第4 連絡調整班の項に規定する自衛隊への要請に係るものを除く。）に関すること。 | を |
|   | 辺野古新基地建設問題対策班<br>班長 辺野古新基地建設問題対策課長 | 部内各班又は他部の応援に関すること。                                                                                     |   |

|   |                        |                                                                                                        |    |
|---|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 「 | 消防防災対策班<br>班長 消防防災対策課長 | 1 新型インフルエンザ等患者の搬送に関すること。<br>2 災害対策用食料の備蓄に関すること。<br>3 自衛隊への要請（別表第4 連絡調整班の項に規定する自衛隊への要請に係るものを除く。）に関すること。 | に、 |
|---|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|

「平和・地域外交推進班」を「平和推進班」に、「平和・地域外交推進課長」を「平和推進課長」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和8年10月1日から施行する。



発 行 所  
沖 縄 県 総 務 部  
総務私学課  
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 沖縄自分史センター株式会社  
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目288番地